平成29年12月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成26年(ワ)第6163号 特許権侵害行為差止等請求事件 口頭弁論終結日 平成29年10月6日

			判				決			
5	原	告	株	式	会	社	力	プ	コ	ン
	同訴訟代理人弁護	養士	金		井			美	智	子
	司		重		富			貴		光
	司		古		庄			俊		哉
	司		長	谷	部			陽		並
10	司		澤					祥		雅
	同補佐人弁理	士	廣		瀬			文		雄
	被	告	株式	弋会社	上コー	ーエー	ーテク	クモク	ゲーム	スス
	同訴訟代理人弁護	養士	佐		藤			安		紘
	司		高		橋			元		弘
15	司		吉		羽			真		郎
	司		末		吉					亙
	同訴訟代理人弁理	土	鶴		谷			裕		<u>-</u>
			É	<u>:</u>				文		

- 1 被告は、原告に対し、517万円及びこれに対する平成26年7月11 20 日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
 - 3 訴訟費用はこれを200分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
 - 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、9億8323万1115円及びこれに対する平成26年7月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、①発明の名称を「システム作動方法」とする発明に係る特許権(特許第 3350773号。以下「本件特許権A」といい、これに係る特許を「本件特許A」 という。)及び②発明の名称を「遊戯装置、およびその制御方法」とする発明に係 る特許権(特許第3295771号。以下「本件特許権B」といい, これに係る特 許を「本件特許B」というとともに、本件特許権Aと本件特許権Bを併せて「本件 各特許権」という。)を有する原告が,被告が業として,I:別紙「イ号製品目録」 記載の各ゲームソフトの製造,販売等をしたことは,本件特許Aの請求項1及び2 に係る各発明(以下, それぞれ「本件発明A-1」, 「本件発明A-2」といい, 両発明を併せて「本件各発明A」という。) を間接侵害(特許法101条4号) し, 侵害行為を惹起したことにつき不法行為が成立する,Ⅱ:別紙「ロ号製品目録」記 載の各ゲームソフトの製造、販売をしたことは、本件特許Bの請求項1及び8に係 る各発明(以下, それぞれ「本件発明B-1」, 「本件発明B-8」といい, 両発 明を併せて「本件各発明B」というとともに、本件各発明Aと本件各発明Bを併せ て「本件各発明」という。)を間接侵害(特許法101条1号, 4号)するもので あり、侵害行為を惹起したことにつき不法行為が成立するとして、被告に対し、不 法行為(本件各特許権の侵害又は一般不法行為)に基づき、損害賠償金9億832 3万1115円(本件特許Aの実施料相当額8億9123万1115円, 本件特許 Bの実施料相当額4700万円、弁護士等費用相当額4500万円の合計額)及び これに対する不法行為の後の日である平成26年7月11日(訴状送達の日の翌日) から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案で ある。

なお、本件特許権Aに関する各請求、本件特許権Bに関する各請求の関係は、それぞれ選択的併合の関係にあると解される。

第3 本件特許権A関係

原告の本件特許権A関係の請求に関する事実及び理由は、別紙「本件特許権A関係の請求に関する事実及び理由」記載のとおりである。

第4 本件特許権B関係

原告の本件特許権B関係の請求に関する事実及び理由は、別紙「本件特許権B関係の請求に関する事実及び理由」記載のとおりである。

第5 結論

以上の次第で、原告の請求は、第4認定の限度で理由があるから、その限度で認 容することとし、その余は理由がないことからいずれも棄却することとし、主文の とおり判決する。

大阪地方裁判所第26民事部

裁判長裁判官

髙 松 宏 之

20

3

裁判官

大 門 宏 一 郎